

教育委員会 4 月定例会

教育長報告（6）

臨時代理の報告について（藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2016 年（平成 28 年）4 月 20 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、次のとおり臨時に代理する。

2016 年（平成 28 年）3 月 31 日

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則等の一部を改正する規則の制定を次のように定める。

2016年（平成28年）3月31日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

- 1 制定する規則
別紙のとおり
- 2 施行期日

2016年（平成28年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されたことに伴い、施設利用料金の免除に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

藤沢市教育委員会

委員長 小竹伊津子

藤沢市教育委員会規則第10号

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則等の一部を改正する規則

(藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正)

第1条 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則（平成4年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者
第10条第3項中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「、特定医療費（指定難病）医療受給者証」を加える。

(藤沢市図書館に関する規則の一部改正)

第2条 藤沢市図書館に関する規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項第3号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者
第12条の2第4項中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「、特定医療費（指定難病）医療受給者証」を加える。

(藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正)

第3条 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第4号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者
第18条第4項中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「，特定医療費（指定難病）医療受給者証」を加える。

（藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部改正）

第4条 藤沢市石名坂温水プール条例施行規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者
第4条第4項中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「，特定医療費（指定難病）医療受給者証」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則(平成4年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用料金の減免基準等)</p> <p>第10条 条例第10条の規定により減額する利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5割</p> <p>(2) 国又は神奈川県が使用する場合 5割</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第10条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者(該当する者1人につき1人に限る。)が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がい</p>	<p>(利用料金の減免基準等)</p> <p>第10条 条例第10条の規定により減額する利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5割</p> <p>(2) 国又は神奈川県が使用する場合 5割</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第10条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者(該当する者1人につき1人に限る。)が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がい</p>

の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)の規定により特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、野外体験教室利用料金減免申請書により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、当該利用料金の減額又は免除を受けようとする者が前項第2号に規定する者であるときは、当該者は、その者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、

の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、野外体験教室利用料金減免申請書により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、当該利用料金の減額又は免除を受けようとする者が前項第2号に規定する者であるときは、当該者は、その者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、

特定医療費（指定難病）医療受給者証，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示しなければならない。

- 4 指定管理者は，前項の申請があつたときは，速やかに内容を審査してその適否を決定し，その結果を野外体験教室利用料金減免許可書により当該申請者に通知するものとする。

特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示しなければならない。

- 4 指定管理者は，前項の申請があつたときは，速やかに内容を審査してその適否を決定し，その結果を野外体験教室利用料金減免許可書により当該申請者に通知するものとする。

藤沢市図書館に関する規則(昭和61年教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(使用料の減免基準等)</p> <p>第12条の2 条例第9条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第9条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 主たる構成員が障がい者の団体又はその支援団体が使用する場合</p> <p>(3) 次のアからオまでに掲げる者又は当該者及びその介護者が個人で使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がい</p>	<p>(使用料の減免基準等)</p> <p>第12条の2 条例第9条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第9条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 主たる構成員が障がい者の団体又はその支援団体が使用する場合</p> <p>(3) 次のアからオまでに掲げる者又は当該者及びその介護者が個人で使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がい</p>

の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)の規定により特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書を事前に教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が、第2項第3号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請

の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書を事前に教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が、第2項第3号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請

に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特定医療費（指定難病）医療受給者証，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

- 5 教育委員会は前2項の規定による申請があつたときは，内容を審査してその適否を決定し，第3項に係る申請者に対しては施設等使用料減免許可書により，前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を当該申請者に通知するものとする。

に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

- 5 教育委員会は前2項の規定による申請があつたときは，内容を審査してその適否を決定し，第3項に係る申請者に対しては施設等使用料減免許可書により，前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を当該申請者に通知するものとする。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(平成9年教育委員会規則第9号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第18条 条例第7条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p>	<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第18条 条例第7条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p>

- (1) 教育委員会又は市が使用する場合
- (2) この市の区域内に存する小学校，中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合
- (3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合
- (4) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者
 - イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実に図るため，児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で，その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)の規定により特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けている者

- (1) 教育委員会又は市が使用する場合
- (2) この市の区域内に存する小学校，中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合
- (3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合
- (4) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者
 - イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実に図るため，児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で，その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあっては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第7条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第2項第4号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあっては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第7条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第2項第4号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則(昭和61年教育委員会規則第5号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第4条 条例第7条の規定により減額するプールの利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5割</p> <p>(2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が使用する場合 2割</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等に使用する場合</p> <p>(3) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を</p>	<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第4条 条例第7条の規定により減額するプールの利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5割</p> <p>(2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が使用する場合 2割</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等に使用する場合</p> <p>(3) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を</p>

図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)の規定により特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第7条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければなら

図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第7条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければなら

ない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第2項第3号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知書により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

ない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第2項第3号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知書により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。